

政 委 第 7 号  
平成 25 年 1 月 21 日

環境省独立行政法人評価委員会

委員長 松尾友矩 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡素之

平成 23 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 24 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人環境再生保全機構における平成 23 年度業務実績の評価結果について（通知）」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 24 年 5 月 21 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれでは、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

## 平成23年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績

### に関する評価の結果についての意見

平成23年度における環境省所管2法人（国立環境研究所、環境再生保全機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

#### 【各府省所管法人社通】

(内部統制の充実・強化)

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会（日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。）と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めていない府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を 求め意見聴取し、かつ、監 事監査報告書の提供を受け て評価	②委員会等に監事 の出席を求め意見 聴取 (①を除く)	③監事監査報告書 の提供を受けて評 価 (①を除く)	④その他監事監査結 果を評価書、業務実 績報告等に記載
全 109 法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

(注) 平成 23 年度の評価対象法人数は 106 であるがこのうち主務省が複数ある 3 法人についてはダブルカウントしているため 109 となっている。

#### (保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

#### (評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中長期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。